

埼玉県立がんセンター 感染対策に関する取り組み

I. 感染対策に関する基本的な考え方

1. がん治療により抵抗力や免疫力が低下して感染症に罹患しやすい患者が多く存在することを踏まえ、医療行為を行う際に起こりうる患者及び職員への感染リスクを最小化するとこの視点に立ち医療を提供します。
2. 病院に携わる全ての方々の感染防止のため、感染対策委員会を中心に全職員が一丸となって感染防止対策と感染症治療に取り組んでいきます。

II. 感染対策にかかわる組織に関する基本的事項

1. 感染対策委員会
 - ・ 病院長を委員長とし、感染管理者および関係各部門責任者等により構成されます。
 - ・ 委員会は毎月1回開催され、感染対策に関する事項を検討します。
2. 感染管理室
 - ・ センター内の感染症等発生防止に関する業務を行うため設置されています。
 - ・ 副病院長を室長とし、感染管理者が室長代理を務めセンター内の感染対策及び感染管理室の業務を実質的に統括しています。その他、感染管理認定看護師、事務員で構成されています。
3. 感染対策チーム：Infection Control Team (ICT)
 - ・ 感染対策を推進するため、感染対策委員会の下部組織として感染対策チームが実働します。
 - ・ メンバーは各部門から選出され、組織横断的に構成されています。
 - ・ 週1回の院内巡視と月1回の集合ミーティングを実施します。
4. 抗菌薬適正使用支援チーム：Antimicrobial Stewardship Team (AST)
 - ・ 抗菌薬使用状況の把握とその適正使用推進を目的として感染対策委員会の下部組織として抗菌薬適正使用支援チームが実働します。
 - ・ メンバーはICTと兼務で月1回ICTと合同のミーティングを実施する他、週3回抗菌薬適正使用に関するカンファレンスを開催しています。
5. 看護部感染対策委員会：感染リンクナース
 - ・ 看護師長を委員長とし、感染管理認定看護師と連携しながら企画・運営にあたり、委員は各看護単位の代表者により構成されています。
 - ・ 月1回会議および環境ラウンドを実施し、その他、ベッドサイドでの感染対策実践者としての役割を担っています。

III. 職員研修に関する基本事項

1. 感染対策の基本的な考え方及び具体的な対策について、職員に周知徹底を図ることを目的に実施します。
2. 職員の感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上を図ります。
3. 感染対策に関する研修を全職員対象に年2回、抗菌薬適正使用に関する研修を抗菌薬診療に係わる職員に対して年2回開催します。この研修は合同で開催することもあります。

IV. 感染症発生時の対応に関する基本事項

1. 感染症発生時は、発生を確認した職員から直ちに感染管理室へ報告され、ICTと連携して原因追及を行い、感染防止マニュアルに基づいた対応を行います。
2. 情報は速やかに感染対策委員会委員長へ報告され、必要時は臨時の委員会を招集します。
3. 感染症法により届出対象のものは保健所等、関係機関へ届出を行います。
4. 厚生労働省サーベイランスシステム(JANIS)や感染対策連携プラットフォーム(J-SIPHE)に参加し、他施設の感染症情報と比較しながらセンター内の発生状況を評価・分析しています。

V. 地域連携

- ・ 感染対策向上加算1を取得している施設として、地域の保健医療機関の感染対策を向上するために、地域の医師会や行政機関と連携し年2回のカンファレンスと新興感染症を想定した訓練を年1回実施しています。